

「基本計画（調査・統計に対する協力）見直しの方針」に対する意見

省	庁	名	
番		号	
統	計	名	

「基本計画の
対象手続一覧
表」の「番
号」を記入

1.左記の通り対応
2.左記の対応は行わ
ない

1. 「見直しの方針」への対応

項目	「見直しの方針」の記載	履行の可否
1 (1)	省庁ごとに統計調査の分野で2020年3月末までに行政手続コストを20%削減する必要があるため、以下の種類のいずれかに該当するように見直すとともに、統計調査ごとの目標や削減に向けた具体的なスケジュールを基本計画に記載すべき。 ① 報告者数の縮減、調査項目の削減、行政記録情報による代替等を相当程度行うことにより、20%削減が可能となると考えられる類型 ・調査対象事業所を10万事業所から7万8,500事業所に縮減（「最低賃金に関する実態調査」（厚生労働省）） ・全数調査から標本調査へ移行（「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省）） ・行政記録情報や他の統計調査により把握可能であるため、調査票（従業者票）の廃止（「病院報告」（厚生労働省）） ② 相当数の有効な削減方策の組み合わせにより、20%削減が可能となると考えられる類型 ・調査事項の限定、調査対象数の縮小、オンライン利用率向上、プレプリント、記入要領等の作成・改善、調査項目の定義の明確化（「容器包装利用・製造等実態調査」（農林水産省、経済産業省）） ・調査対象の集約（製造販売事業所のみ）、不要な調査票及び項目の廃止、記入要領の全面改訂、用語の定義の明確化、製造販売事業所については全面オンライン化（報告者の利便性の高いシステムの開発）（「薬事工業生産動態統計調査」（厚生労働省））	
1 (2)	オンライン化（※）が未導入の統計調査については、「政府統計共同利用システム」を活用して、オンライン化を導入すべき（仮にオンライン化が導入できない場合には、その理由を明記のこと）。また、既にオンライン化を導入済みの統計調査も含め、オンライン回答率の現状分析とオンライン回答率向上の具体的な方策を設定した上で、オンライン回答率の目標を設定すべき。 ※ここでいう「オンライン化」には、メール等は含まない。	
1 (3)	既に把握している事業者情報等について、プレプリントを原則とすべき。	

2. 「見直しの方針」に対応できない（上記「履行の可否」において2. を選択した）場合の理由

--